



令和6年度第3回相模原地域地域医療構想調整会議 資料4

さがみ林間病院の入院料等の変更について

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

目次

- 本資料は、医療法人ユーカリさがみ林間病院の入院料等の変更について協議するものです。
- さがみ林間病院は、旧東芝林間病院から事業継承を受けた病院であることから、経緯を振り返った上で、協議を行います。
 - 1 県要綱における病床の取扱い
 - 2 さがみ林間病院の事業継承にかかる経緯
 - 3 相模原地域地域医療構想調整会議での意見聴取のポイント
 - 4 相模原地域地域医療構想調整会議での意見聴取結果
 - 5 県保健医療計画推進会議での意見聴取結果
 - 6 さがみ林間病院の入院料等の変更について
 - 7 市の考え方
 - 8 県の考え方
 - 9 まとめ

1 県要綱における病床の取扱い

- 本県では、「病院等の開設等に関する指導要綱」において、病床の取扱いについて次のとおり整理している。（事業継承当時）

	病院等の開設等に関する指導要綱上の整理
原則	<ul style="list-style-type: none">・病院が廃止された場合、病床は返上・当該地域の既存病床数が基準病床数を上回る病床整備は不可
適用除外	<ul style="list-style-type: none">・「病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加が伴わないとき」には、事前協議を要しない。（＝適用除外）・ただし、医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴く。

- なお、**適用除外の要否は、病院が廃止になった場合の地域医療への影響等について地域医療構想調整会議及び県保健医療計画推進会議に意見を聴いた上で、知事が決定している。**

2 さがみ林間病院の事業継承にかかる経緯

日時	経緯
令和4年8月16日	東芝健康保険組合から相模原市長あて、医療法人武蔵野総合病院への事業継承について申出
同年9月13日	相模原市長から神奈川県知事あて、病院継続についての要望
同年9月26日	東芝健保組合が「東芝林間病院の事業継承に関するお知らせ」公表 令和4年度第2回県保健医療計画推進会議で、東芝林間病院の病床の取扱いに関し、今後の調整の進め方について承認を得た。
同年11月15日	令和4年度第2回相模原地域地域医療構想調整会議で意見を聴取
令和5年2月22日	相模原市長から神奈川県知事あて、相模原市地域保健医療審議会での意見聴取結果の報告
同年3月2日	令和4年度第3回県保健医療計画推進会議で意見を聴取
同年3月	令和4年度第3回県保健医療計画推進会議の結果を踏まえて、適用除外の要否について知事が決定
同年3月15日	令和4年度第2回県医療審議会へ結果を報告

令和5年5月1日～ 東芝林間病院からさがみ林間病院へ事業継承

3 相模原地域地域医療構想調整会議（令和4年11月15日）での意見聴取のポイント

東芝林間病院が廃院となった場合、相模原医療圏の地域医療へ以下の影響が想定された

① 救急医療体制への影響（二次救急の応需体制）

- 東芝林間病院は二次救急協力病院として、南区内の救急搬送患者の約12%を受け入れており、他の区に比べて搬送人数の多い南区を中心に大きな役割を担っていた。
- 休日夜間における入院を要する急病患者も受け入れており、廃院となった場合は、特に南区の救急活動時間の延伸による救命率の低下など、直接的な影響が著しく大きい。（二次救急医療体制については、診療科目毎に体制を構築しているが、廃院となった場合、南区において「循環器系」の受入れ病院が「1病院」となる。）

② 感染症対策への影響

③ 住民への影響

- 相模原医療圏は病床過小地域のため、廃院となった場合、病床数が不足する
- 病床の再配分は公募により実施されるため、現病床数と同等の病床数になるには1年以上の期間を要し、入院している患者は転院を要するなど、患者や家族等への影響が著しく大きい。

4 相模原地域地域医療構想調整会議（令和4年11月15日）での意見聴取結果

東芝林間病院が廃止になった場合の地域医療への影響について意見聴取

- 次の3点の事項を踏まえ、相模原地域地域医療構想調整会議意見をとりまとめた。
 - ① 東芝林間病院は相模原市南区を中心に多岐にわたる診療・入院を受け入れるという総合的な病院で、地域医療の中心的な役割を担っていること。
 - ② 東芝林間病院は神奈川モデル認定医療機関として、コロナの陽性患者の受入れを行ってきていること。
 - ③ 東芝林間病院が廃止となった場合、地域医療への影響が非常に大きいことから、医療提供の空白期間を生じさせない必要があること。

〔相模原地域地域医療構想調整会議意見〕

原則どおり、**東芝林間病院の廃止に伴って病床を返上した場合の地域医療への影響が大きい**ことから、病院等の開設等に関する指導要綱第7条に定める適用除外の案件としていただきたい。

5 県保健医療計画推進会議（令和5年3月2日）での意見聴取結果

〔県保健医療計画推進会議意見〕

「東芝林間病院の廃止に伴って原則通り病床を返上した場合には、地域医療への影響が大きいため、『病院等の開設等に関する指導要綱』第7条に定める適用除外の案件としてほしい」との地域の意見を尊重することとし、地域の医療提供体制の維持・確保の観点から、病床の返上による空白期間を生じさせないようにすることが望ましい。」

〔知事の決定〕

令和4年度第2回相模原地域地域医療構想調整会議及び令和4年度第3回県保健医療計画推進会議での意見聴取結果を踏まえ、東芝林間病院の病床の継承については、病院等の開設等に関する指導要綱第7条に定める適用除外の案件とする。

6 さがみ林間病院の入院料等の変更について

■ 病床機能（変更はなし）

高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
0床	159床	40床	0床	199床

■ 入院料（変更は令和7年4月1日を希望）

機能	病床数	変更前	変更後
急性期	159床	・急性期一般入院料 129床	・急性期一般入院料 <u>90床</u> ・ <u>地域包括医療病棟 39床</u>
		・地域包括ケア入院医療管理料 30床	・地域包括ケア入院医療管理料 30床
回復期	40床	・回復期リハビリテーション病棟入院料 40床	・回復期リハビリテーション病棟入院料 40床
合計	199床		

■ 東芝林間病院から継承した21診療科は変更なし

6 さがみ林間病院の入院料等の変更について

【変更理由①（さがみ林間病院作成）】

■前提

現在、当院は相模原市二次救急輪番体制維持のため、救急当番を積極的に取り組んでいる。

- ・2024年下期定例枠⇒内科二次救急2枠増加（第1金曜日、第3土曜日）
- ・2024年下期5週目⇒空き枠については積極的に取組中

また、2025年度についても上記の定例2枠に引き続き、第5週目・その他突発枠についても引き続き引き受けている状況。

■問題点

2024年下期の当番日増加以降、救急受入数、応需率(消防隊公開データによると毎月上位)共に伸びているものの、施設基準管理上の重要項目である「必要度」において苦戦が続いている状況。実際に昨年11月に必要度管理の問題より急性期1→2への格下げを実施

6 さがみ林間病院の入院料等の変更について

【変更理由②（さがみ林間病院作成）】

■ 対策

地域包括医療病棟の導入を実施する。(当院5階一般39床の転換)

■ 理由

- ①相模原市の地域医療構想の軸である輪番体制の維持のため(施設基準上の制限緩和)
- ②当院の高齢者救急に注力したいニーズとマッチするため
- ③既存の病床機能を存続させたまま転換が可能のため
- ④高齢者救急対応が必要な相模原市において同病床の導入が進んでいないため

■ 今後の展望について

既存のメイン患者層(高齢者救急)に合わせた入院料変更であり、変更後は現状より救急受入を積極的に行うことが可能になる。

相模原市二次救急体制の安定的な運営、また病院存続のためぜひ承認願いたい。

7 市の考え方

- 令和6年度の病床整備事前協議の議論において、相模原地域は「高齢者救急を中心とした救急の病床が不足している」という意見がある中で、今回の変更は、診療報酬改定により新設された高齢者急性期を主な対象患者とする「地域包括医療病棟へ入院料に変更」することにより、地域で増加する「高齢者救急の需要に応える」というものである。
- また、今回の入院料等の変更は、医療機関としての役割や機能に大きな変更がないことから、事業継承の際に市が提示した「診療体制、病床機能の維持」という条件を逸脱するものではない。

8 県の考え方

- 令和6年度第1回保健医療計画推進会議において、次のとおり整理したところ

【今後の病床機能に関する議論の方向性について】

病院が診療報酬の改定に伴う機能区分の変更をはじめとした2025プランの変更を希望する場合は、医療提供を継続する上で経営上必要なものと捉え、原則として地域医療構想調整会議では病院の意向を受け止め、情報共有

ただし、その変更により懸念や課題が見込まれる場合は、予め議論し、その後の経過を見る中で当初の懸念等が顕在化した際は、地域全体で対応策を検討する

【2025プランの変更協議に係る整理】

プラン変更は、原則として機能変更等を行う前に第1回目の調整会議に集中的に協議することとする。ただし、個別根拠に基づくものは、下記のとおり例外案件とする

例外案件	取扱い	理由
事業承継を受けた病床の機能転換	○ 承継後において過剰な病床機能への変更を伴う場合または役割の大きな変更がある場合は、事前に調整会議での協議を必要とする。	「病院等の開設等に関する指導要綱」第7条（適用除外）により、病院を承継する際、過剰な病床機能への転換を伴わない場合で、医療機関としての役割や機能の大きな変更がないことを前提としているため。

9 まとめ

- 今回の入院料等の変更は、病床機能（4機能）の変更や医療機関としての役割を大きく変更するものではない。
- しかし、事業継承にあたり「診療体制、病床機能を維持すること」を条件に事前協議の適用除外として認めた経緯があるため、本日の相模原地域地域医療構想調整会議において、変更の可否についてご協議いただきたい。